

秋田市告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月7日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・19号 二ツ屋山崎線

秋田都市計画道路 3・4・31号 明田外旭川線

秋田都市計画道路 3・5・51号 牛島茨島線

秋田都市計画道路 3・4・69号 手形東通線

2 都市計画を変更した区域

秋田市広面字二ツ屋、字野添、字鬼頭、手形字西谷地、字蛇野、手形山崎町、東通仲町、東通一丁目、東通六丁目、牛島西一丁目、牛島西三丁目、茨島六丁目および茨島七丁目地内

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課